

第31回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和元年10月29日（火）午後3時30分～午後5時15分
場 所：京都市消費生活総合センター 研修室

1 はじめに

○山村室長（共生社会推進室）

定刻となりましたので、ただ今から、第31回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます共生社会推進室長の山村でございます。よろしくお願いいたします。

当懇話会におきましては公開とさせていただいております。市民の方の傍聴がございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

懇話会の委員につきましては、お手元の委員名簿のとおりでございます。

なお、本日、松波委員、矢野委員におかれましては、所用によりまして御欠席をされております。

森委員ですけれども、所属団体の役員交代によりまして、委員を辞任されているということでございますので、御了解を願います。

それでは、開会にあたりまして、別府文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○別府局長（文化市民局）

今日も大変お忙しい中、御都合を繰り合わせていただきまして、御出席ありがとうございます。

常日頃から、共生社会の実現に向けまして、御尽力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、今回の台風19号をはじめとする大雨の被害はかなり甚大でございます。お亡くなりになられた方、また被害に遭われた方にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

京都市の方でも、被災地の方に先遣隊やボランティアの方などを派遣いたしまして、いち早い復旧に向けた御支援、また末永い支援に取り組んでいくこととしております。こういった方面でも、御尽力、御協力を賜ればと思っている次第でございます。

また、今、わが国ではラグビーワールドカップが開催されております。来年の東京オリンピック・パラリンピック、そしてその次には、「ワールドマスターズゲーム関西」が開かれまして、「ゴールドスポーツイヤーズ」といわれる形で、スポーツの大きなイベントが続いてまいります。

このオリンピックの根本原則を定めておりますオリンピック憲章の中にも、性的指向によって差別をしない旨の文言が2014年12月に追加をされてい

ます。今後は、性的指向や性別、人種、国籍、宗教など、多様性や共生社会という考え方が、世界的にも、わが国の中でもますます重要になってこようかと思っております。

京都市におきましても、本年8月に、性の多様性に関する啓発リーフレットを発行させていただいており、性的少数者について理解促進の取組を進めているところです。

こうした性的少数者の方々の人権はもちろん、京都市のあらゆる人権施策の羅針盤でございます、「人権文化推進計画」につきまして、社会情勢の変化と、市民意識調査の結果、そして懇話会の委員の皆様からの御意見、こういったことを踏まえながら改訂を進めてまいりたいと思っております。

後ほど改訂案、またパブリックコメントの案、今回はパンフレット形式のものも付けさせていただいて、人権啓発も兼ねてパブリックコメントできればと思っているわけでございますが、それらの内容について御意見をいただければと思っております。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、市の施策の推進に反映をさせ、また結果が出るように進めてまいりたいと思っております。

本日もよろしくお願い申し上げます。

○山村室長（共生社会推進室）

それでは、以降の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願い申し上げます。

○薬師寺座長

どうも、今日は大変お忙しい中、ありがとうございます。

今日は二つの重要な議題をとということですので、早速、議事の方に入らせていただきます。

では最初に、事務局の方から資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

3 議題、資料説明

○山村室長（共生社会推進室）

（※配布資料の確認及び次第に沿って議題の説明）

- ・ 座席表、次第、委員名簿
- ・ 資料1 「パブリックコメント周知リーフレット」
- ・ 資料2 「京都市人権文化推進計画改訂版（案）概要版」
- ・ 資料3 「京都市人権文化推進計画改訂版（案）本冊」

- ・ 資料4 「今後の予定」
- ・ 資料5 「専門意見聴取会の設置について」

○薬師寺会長

それでは、今回の議題である京都市人権文化推進計画の改訂案について、説明をお願いいたします。

4 議題

(1) 京都市人権文化推進計画の改訂（案）について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料1，2，3，4に基づき，説明）

○薬師寺座長

それでは、いただいた意見はどのようにしていくかというのは、今後、詰めていただくということになると思うのですが、まず皆さんの方から、この分野のこういうところは、というのがありましたら、どんどんお出しいただければと思います。お気づきの点からで結構ですので、よろしくお願いします。

○藤木委員

再犯防止対策の中に、京都市再犯防止推進計画（仮称）というのがあるんですけど、計画の内容、また、今後の予定について伺いたいと思います。

○平山担当課長（保健福祉総務課）

再犯防止計画につきましては、来年度末の策定を目指しているものでございます。策定に当たりましては、再犯防止の推進会議という司法関係機関の行政機関、また、民間の再犯防止の関係について、当事者を支援するような団体の皆様に入っていただいて、会議体を設置いたしまして、御意見をいただきながら、再犯防止の計画を策定してまいりたいということで考えておりまして、今回、「様々な課題」にあったものを単独の課題として位置付けたというところでございます。

○藤木委員

単独の重要課題に位置付けた理由というのを聞かせていただけますか。

○平山担当課長（保健福祉総務課）

本市としまして、再犯防止の取組に関する計画を立てまして、総合的に推進していくという方向になりましたので、まだ計画はできておりませんが、人権の計画の中でも、しっかりと位置付けて取り組んでいきたいというところでございます。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○玉置委員

関連することでお伺いしたいと思います。

「今後の施策の在り方」について、位置付けを変えられた意味というのは、様々な京都市としての施策も対応してきているという部分であったり、あるいは近年法整備がされたということも踏まえてだろうと思いますけれども、行政としての計画を立てる一方で、施策として既にあるということであるならば、他の項目にありますように、「こんな場合はどうすれば」というところを明確にしていただけとありがたいなと思います。

例えば就労支援であるとか、それを継続支援するための企業への様々な助成であるとか、いろいろなものがなされてるんだろうと思いますので、そういったことは、「こんな場合はどうすれば」というような支援向けではないかもしれませんが、住居の確保、あるいは啓発活動で具体的にどのようなことをなさってきたのか。あるいはこういったことに本当にお困りの方がいらした場合は、既に全国的にも、刑を終えて更生を目指す方々の人権審判事件というのは、かなり発生しておりますので、こういったところに御相談されてみたらどうでしょうかというようなことも含めまして、言っていただける方がいいのかなというふうに思っております。

このことについては以上になりますけど、今後、ここに盛り込まれる予定はありますでしょうか。まず1点目、お願いいたします。

○薬師寺座長

はい、お願いします。

○平山担当課長（保健福祉総務課）

本市としての取組としましては、再犯防止という観点で、京都市としてこれまで取り組んできたものというものが、基本的にはないような状況でございまして、生活保護など関連する事業はございますけれども、既存の施策を含めまして、再犯防止という視点をもって、今回、計画を立てていこうということで取組を始

めてきたところでございます。再犯防止として、かなりの広範囲なことが関連してくると思いますけれども、現状でいきますと、なかなか挙げづらいというところでございます。今は、計画をしっかりと策定していきますということで書かせていただいているところでございます。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○玉置委員

「こんな場合はどうすれば」という部分の記載がないまま、ということになるわけですね。というのは、更正を目指す指導というところは、非常に重要な課題であると思います。刑を終えて更生を目指す人が、本当に安心して、地域での生活ができるようにしていくということについて、来年は、国連の京都コンGRESもありまして、この問題は、大きく日本でも取り上げられるようになると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○平山担当課長（保健福祉局総務課）

検討してまいりたいと思います。

○薬師寺座長

別の点からでも結構ですので、何かありましたらどうぞ。

○竹田委員

34ページの様々な課題というところを見せていただいたんですけれども、ここに掲げられている課題に関しては、今、京都市が問題として認識しているものと捉えているんですけれども、ここに四つ書いてありますけど、市として取り組んでいるものと、市が問題として認識しているだけのよう捉えられるものと、表記がちょっとごちゃ混ぜになっている気がしまして、この点について、質問させていただきたいと思っています。

具体的に申し上げますと、北朝鮮当局による拉致問題等と、東日本大震災等に起因する人権問題に関しては、例えば拉致問題等に関しては、市が啓発を行なっていますという、今、市が行なっていることが書いてあって、人権問題に関しても、人権尊重の理念を基調としながら進める必要がありますと、これもちょっと微妙かなと思うんですけれども、市が今、進めていることと、市が問題としてただ認識しているだけで、これからどうしていけばよいと思っているのかというのがあまり書かれていないものと、二つあるような気がします。

特に、アイヌの人々と婚外子に関しては、課題が残っています、差別が依然として存在しています、というところで表記が終わってしまして、今後、市としてどういうふうに取り組んでいこうとされているのかというのが、これを読んだだけでは、少し見えづらい気がします。

こういった点に関して、市は、これからどういうふうに取り組んでいこうとされているのか。この様々な課題の2段落目には、「当事者の状況を踏まえながら、社会全体で支え、共に（将来に目を向けて）歩んでいく社会を目指して取り組みます」と書いてありますけれども、問題を示していますというところの表記でとどめるのか、一步踏み込んだ表記にするのかというところを少し伺いたいと思います。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。はい、よろしくお願いします。

○岡田課長（共生社会推進室）

様々な課題につきましても、人権文化推進計画の中では、重要課題の一つという捉え方をさせていただいております。その中で、様々な課題に並べさせていただいている人権課題につきましても、具体的な取組としてはどういうことになるのかということでございますけれども、啓発での取組ということになろうかと考えております。人権啓発に当たりましては、偏見や差別のない、誰一人、取り残さないということで、市民向け、あるいは企業向けに啓発をしているというところでございます。今後につきましても、幼稚園、保育所、小学校、中学校、学校段階、教育課程での啓発、あるいは市民の方への人権啓発、企業・団体の方への人権啓発に取り組んでいくというところで考えているところでございます。

○竹田委員

ありがとうございます。よくお考えはわかったんですけれども、京都市で、これからやろうとしていることを書くのか、書かないのかのどちらかだと思うんです。と言いますのも、拉致問題に関しては、本市において取り組んでいることが下に書かれているんですね。本市においても平成18年に施行された国の法律や、国から依頼内容に基づき周知・啓発を行なっていますと。拉致問題に関しては、市が行なっている内容が書いてあるんですけども、その他の三つに関しては、市が行なっていることというのは書いてないんですね。ですので、四つとも記載をする。もしくは、拉致問題の記載で、本市においての下文を取って、全ての課題の四つのレベルをそろえる、どちらかと思うんですけれども、この辺について

はいかがでしょうか。

○岡田課長（共生社会推進室）

竹田委員の御指摘いただいたとおりだというふうに受け止めております。確かに、北朝鮮当局による拉致問題の項目のところに、周知・啓発を行なってまいりますと具体的に、そこまで書いてますけど、他の三つのところには書いてないというところで、この計画全体としましては、35ページ以降で、教育啓発を進めてまいりますと書いておりますので、今いただいた意見を踏まえて検討してまいります。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

そのほか何か。

玉置委員さん、どうぞ。

○玉置委員

今、様々な課題のところをおっしゃっていただきました。私も同様のことをちょっと感じるんですが、そのときに、やはり今、京都市としても、たぶんお困りになってる部分があるんじゃないかと思うんですが、先般も新聞紙上等で拝見しましたけども、やはり無戸籍、無国籍の状況方の支援ですね。この方々は、今、本当に外国籍市民の方が増えてくる中で、本当に問題になってきているんじゃないかと思います。

民法上、婚外子というところは、非常に課題もあると思いますけれども、新たに現在どのような対応をなさってるかということも含めて、新たな項目になるのか。あるいは、婚外子に無戸籍の方、あるいは無国籍の方を含めていいのかどうか、議論になるところとは思いますが、この辺りも一緒にお考えいただけないでしょうか。様々な権利を行使できない、できにくいということがありますので、よろしくお願いいたします。

○岡田課長（共生社会推進室）

ありがとうございます。

今、玉置委員から御紹介いただきましたように、婚外子ということで今、位置付けをしておりますけれども、それ以外に人権課題をお持ちの方として、無戸籍の方、あるいは無国籍の方の人権課題というの、確かに今、御紹介をいただきましたように、大変重要な課題であるというふうに感じております。

実際、この人権文化推進計画の中に、その課題を計上するのかどうかにつきま

しても、今いただきました御意見のもと、一度検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

どうぞ、安保委員さん。

○安保委員

無戸籍と無国籍とは、ちょっと問題が違うので。

○玉置委員　ちょっと違いますね。

○安保委員

無戸籍に関しては、法務局を中心に、無戸籍の方の協議会を開いて、戸籍の就籍に関しての法律相談などもやっております。それと今、法制審のところで嫡出推定のところは議論をしているところなので、そういう意味での取組はあるかなというふうに思います。

ただ、なかなか無戸籍の方が相談につながらない。相談につながっていただければ、色々な法的な手段というのは一定できることはあるんですけども、なかなか相談につながらないというところがあるので、そういう相談にどうつなげるかというところが問題かなというふうには思っています。

それともう一点、よろしいですか。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○安保委員

虐待防止対策のところで、9ページのところで児童虐待対策の推進ということを掲げていただいています。その前に8ページのところで、「京都はぐくみ憲章の推進」というところはしていただいて、「はぐくみ憲章」の推進をすれば、目黒区とか野田市のような体罰とか暴言による子育てというのが、一定解消できる場所はあるんですけども、今、懲戒権の規定についても見直しが進んでいまして、やっぱり体罰とか暴言によらない子育ての推進というのを大きく掲げていただくことは必要じゃないかなと思います。

虐待防止法の14条に、明確に書かれておりますし、現に体罰による子育て、しつけの名のものの体罰による子育てで子どもが亡くなっていますので、それが大きな社会問題になっているので、明確にそれを入れていただく、京都市とし

て、そういう体罰によらない子育てをキャンペーンしていただくことは必要かなと思います。

その点については『子どもの権利条約』に基づく国連の最終所見でも、日本に対しては、そういう体罰によらない子育ての教育キャンペーンを関係者にしましょうということは繰り返し言われているので、ぜひとも上げていただければなというふうに思います。

○薬師寺座長

ありがとうございます。この点で何か、関連部局の方で何かお答えできる点はございますでしょうか。特にないですか。では、今のご意見をまた検討いただいて。

そのほかのところで、どうぞ、藤木委員。

○藤木委員

意見なんですけど、この概要版を見ましても、この人権問題が複雑で多様となっているという書き方をされてまして、また今度の改訂版でもそれぞれの新しいものを入れてこられて、そういう意味では網羅的に、盛りだくさんなものをされていると思うんですけど、ただ、これだけ問題が広がりますと、いったい人権とは何なのかとか、そういう基本的なところがだんだんまた分かりにくくなるような気がするんです。考え方の基軸をしっかりしておかないと、かえって、場合によっては縁遠く感じると思いますか、そういう現象が起こると思うんです。

自分の個人の考え方でいきますと、やはり人権を考える場合にいちばん基軸にしているのは、やはり今の憲法だと思ってるんです。あれほど簡潔にして明解に、人権問題を語ってるものはないと、そういうふうに思ってるんです。

ところが、計画本編には、憲法が一つも出てこないんです。出てくるのは、資料編の動向の辺りに、少し出てくるだけで、なぜかなと。私は途中からの任期でするので、最初の経緯はちょっと分かりませんが、なぜもっと憲法に立ち返るとか、憲法教育とかという話が出てこないのかというのは、すごく不思議に思ってるところです。

特に学校教育は当然、憲法は教えないといけませんし、憲法を通じた人権教育という基本のところを入れていただくようにしていただいた方がいいかなと。

それと社会人、会社員もそうですし、企業もそうですし、やはり憲法の基本的人権の部分をもう一度読み返して、そこに、原点に戻るといいますか、考え方の基軸をしっかり固めることがやはり大事なかなというふうに思ってます。

ですから、どこかにその憲法を入れていただきたいなと思っております。

○薬師寺座長

この点、何かございますか。

○山村室長（共生社会推進室）

御指摘ありがとうございます。我々、人権文化推進計画を作るのに、特に基本的な考え方のところ、基本的人権ということがベースになる考え方、ある意味、憲法尊重というのは当然ということですが、おっしゃいました資料編のところに、基本的人権の尊重であるとか、もうちょっと憲法の位置付けをする、あるいはそういう意味合いのところで検討させていただきたいと思っております。

○薬師寺座長

竹田委員、どうぞ。

○竹田委員

少し違うところにつきましてなんですけれども、本冊子5ページ、概要版ですと3ページになりますけれども、重要課題のいちばん最初のところ、女性と男性がともに人権尊重しあえるまちづくりというところで少し申しあげたいと思います。

京都市では、特にここ近年、性の多様性について取り組まれていて、今年には先日、自宅にも送っていただきましたけれども、性の多様性についてのパンフレットを発行されています。

そのパンフレットの中に、冒頭開いていただいて下の方にですけれども、「要素の組み合わせは多様で、はっきりと男と女に分けられるものではありません。性のあり方はすべて多様で、普通の性というものは存在しません」というふうに市は明記しているわけです。

この最初の、この人権を、女性と男性がともに互いに尊重しあい、人権を尊重しあえるまちづくりというところでは、特に女性の就業率が高まっているものの、管理職に占める女性の割合が低いとか、性とはあんまり関係ないところでセクシャルハラスメントとかDVであるとか、様々な課題が上がっているわけですけれども。この性の多様性を含めて、この課題の表題をもう少し変更というんでしょうか、表題を改正するための提案をちょっとさせていただきたいと思うんですけれども。

今の表題は、「女性と男性が互いに人権を尊重し合う、支え合う」と書いてありますけれども、これを例えば、「皆が互いに人権を尊重し合い、真に支え合うまちづくり」として、下の四角の中に、「女性・男性がともに個人として尊重され

る」と書いてありますけども、これは例えば「性別によらず、皆が共に等しく、個人として尊重され」というふうにするだけで、この主な課題をまったく変えなくても、市が性の多様性というのを今しっかりと認識して、その中で就業差別であるとか、セクシュアルハラスメントであるとか、そういう個々の課題についても等しく取り組んでいきますといった意思表示が明確にできると思うんですけども、この点について少し御意見を頂戴したいと思います。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○山村室長（共生社会推進室）

男女共同参画社会を国レベルで推進する中で、まずは、女性の社会参画に重点を置いてやっていかなければいけないという場面がございます。

この部分では、女性と男性の役割、固定的な役割分担を解消しながら進めていくというところを重視させていただきたいという思いは持っております。

ただいま御指摘がありましたように、我々は今回、L G B T等の性的少数者の人権尊重の項目を新たに設けました。こういう取組がどんどん進んでいくにつれて、今、委員がおっしゃいましたような呼称でありますとか、取組の関係というのは国も含めて変わってくるのかなと思っておりますので、その動向も踏まえて、我々は注視して進めていきたいと考えております。

○竹田委員

ありがとうございます。ちょっと個人的に、なんとなく構図がよくわかったんですけども、ここの本文というんでしょうか、この四角の重点課題、四角の中にも男女共同参画社会の実現を目指してというのは確かに明記しておりますし、もちろん国が今これを進めていて、京都市も長年、この男女共同参画社会については重点課題としているということは重々承知しての上でなんですけども、この表題を「男性と女性が」というところを「みんなが」に変えただけで、男女共同社会の重要性を京都市が認識しないという認識には市民は誰もならないんじゃないかなと、個人的には思うわけですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○山村室長（共生社会推進室）

その理念というのは理解しております。ただ、やはりこの男女共同参画の中で、特に男性が家庭生活にも参加していくことで、女性の活躍推進にもなりますし、そういうふうな文脈の中で、女性が社会参画する環境が整ってないところをど

ういうふうに皆が考えていくかというところを、まずは置かせていただきたいと思っております。

○竹田委員

どうもありがとうございます。今後の改善をお願いしたいと思います。

○薬師寺座長

今、表題の話題が出ましたので、私からも表題について1件。

どこの市などでもそうなのかもしれませんが、「感染症患者等」という表示になっています。患者とともに家族のみなさま方の抱えている問題が一つあります。同時にハンセン病の問題が、まだ十分に解決されていない。これを感染者等の中にくくれるのかという点が疑問点です。県によっては感染症及びハンセン病などというふうに書いているところもあるので、感染症という表題で書いても間違いにはならないでしょうかと思いますので、その辺りの配慮は必要ないでしょうか。

○小澤課長（健康安全課）

ありがとうございます。ハンセン病につきましては感染症ではないとも言い切れない部分もありますが、都道府県事業ということで、京都府が啓発事業等の取組をしているところです。

例えば中学校、高等学校には、京都市内も含めて、パンフレット等の配布をして啓発を行っていますが、今、京都市としてハンセン病の取組をしている状況ではないというのが実情でございます。都道府県事業として、各都道府県が対応させていただいている状況です。

○薬師寺座長

今後、もちろん市の仕事というのは、単に具体的な患者がおられて、家族がおられてというだけではなくて、一般の人々が考え方の啓発の中にもそういうことを、やっぱり人権問題として考えてほしいというところがある場合があると思いますので。市としては、その問題について特に、無理に書くということではなく、人権啓発の問題として、今後の検討の中に入れていただければと思います。

○玉置委員

先ほど女性・男性の中で出てまいりましたけれども、特にこのパブリックコメント用のリーフレットのいちばん後ろのページの図を拝見して、今タイトルのことを思いましたところが、まず「女性」というところなんですね。

この「女性」というふうに課題が明記されている部分、そして、そうではなくて、男性と女性が互いにこの人権を尊重しあうという男女共同参画社会、この部分の基本法の問題、いわゆる女性というところで、すぐにイメージしますが、女性差別の撤廃条約をすぐイメージするんですね。

そうなりますと、ここのところで、やはり社会の中では女性が置かれている立場、特に都市部でももちろんですけど、それ以外のところでもこの女性の問題というのはまだまだ根強いものがありますし、そういったものを全てひっくるめてしまうというのはなかなか厳しい面もあって、やはりこの女性の問題があるということは、明確にあるわけです。その部分、そして、なおかつ女性と男性という部分のお互いの性の尊重。そしてそれを、それだけではない性的少数者の方も含めての、お互いの、全ての人のというところと、やはりいくつかのすみ分けというのがあるんだろうというふうに思います。

それを考えましたときに、人権相談マップ、今日も配布いただいているんですが、そのコンテンツ、いわゆるページを開けたところのコンテンツには、「女性・男女共同参画」というふうに明記をされておりまして、女性の問題、なおかつ女性と男性が相互に助け合う、そして尊重し合うということが非常に読み取りやすい。リーフレットも、人権相談マップと同様の標記にしてはどうか。女性差別撤廃条約、あるいは男女共同参画社会基本法、その他いろんな法令がありますけれども、施策によっては女性というところで扱うということにもなりましょうし、働き続けられる職場づくりというところの項にも含められるでしょうし、あるいは双方に絡み合うので、それぞれの所管されるところが、その部分を担当していくんですということがはっきりわかるようにするとか、そこも考えていただき、自分たちの推進の柱になっていくように、この計画がなれば非常にありがたいかなというふうに思っております。

本冊の6ページに、「女性活躍の推進」が、かっこ書きとして今後の施策のあり方の一つにというふうに位置付けられています。

これまでの施策は、施策の一つとして丸印で入っていたかと思うんですが、女性活躍推進法、こういったものが出る中で明記されたんだろうと思うんですけども、男性と女性が互いに人権を尊重し合うというところの項で、きちんと位置付けながらも、なおかつ働きやすいという職場づくり、働き続けられる職場づくりというところでも非常に大事な問題として扱われるんじゃないかなというふうに思ってきます。

○山村室長（共生社会推進室）

確かに、最初のこの「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」の項目と、「安心して働き続けられる職場づくり」というところは、どちらかに

分離して分けるというものではなくて、おそらくこれを互いに交差しながら進めていくような取組だというのは、おっしゃるとおりだと思います。

この二つは、連動して連携しながら進めるイメージもございますので、そういうイメージをちょっと加えとか、そういうふうな書き方もございます。

あと、おっしゃいましたように、先ほど藤木先生からも御指摘がございましたけれども、色々個々の部分は非常に広がっているんですけど、ある意味で共有するというか、理念が共通するところもございますので、そういうところを見える化をすることで、先ほどの御指摘にも応えられるようなことがないか、検討してまいりたいと思っております。

○薬師寺座長

それでは、それほど時間は残ってないのですが、まだ発言すべき点があれば、お願いをいたします。どうぞ。

○玉置委員

この計画の実効性を高めていくために、理念だけではない、やっぱり地域福祉的にもっともっとすそ野を広げていく必要があるということでは、地域福祉的な展開ということも含めて、前回の懇話会でもお話があったかと思うんですけども、具体的にはこれが方法としては書きづらい、人権課題としては書きづらい面があると思います。ですので、計画の中で、関係各課とか、関係団体との連携というところがあるんですけども、そこに書き込めるかどうかは、まだこれからの議論になろうと思いますが、やはり、すそ野を広げていく取組というようなことが、どこかに一言あると、この計画をもっともっと、地域関係者にも広めていくんだというところが見て取れるんじゃないかなと思います。

それから、障害のある方への項目のところ、この推進計画は、実際にいろんな場面で使われていくと思うんですけども、使われていくときに、一番使われやすいのが「人権相談マップ」だと思います。この人権相談マップを活用させていただく際に、本冊17ページの下の方の「こんな場合はどうすれば」のところの二つ目の右矢印の、精神障害のある方、発達障害のある方、新たに下線を引かれた2団体、この部分につきましては、人権相談マップの方には記載がないんですね。

具体的には相談活動をなさってるとは思いますが、具体的にそこで何を、どのように受け止めていらっしゃるのか、あるいは、ここに記載されることによって、新たにこの団体さん方との調整とかというんですか、その辺りのところは既に終えていらっしゃるのか、その辺りのところについて、お伺いしたいと思います。

もし行政としてここを位置付けていくのであれば、行政的な支援体制があるのかどうか、お伺いできたらと思います。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

本冊に記載させていただいてる意味合いとしましては、障害のある人の状況を分かってくれるということでの悩みごとの相談をしたいという、いわゆるピア相談、実際に障害のある方が、障害のある方の相談に応じる関係機関として、障害者相談員という制度もありますし、また関係団体で相談も受けておられますので、こういった形で記載をさせていただいたものでございます。

一方で、公的な相談機関といいますと、身体障害者団体連合会でありますとか、京都手をつなぐ育成会につきましては、京都市の委託事業で相談窓口を開設させていただいております。

自閉症協会については、公的な委託に基づいての窓口ではございませんので、人権相談マップにまで載せるのがどうなのかというのは、今のところ判断をしかねるというような状況でございます。また検討させていただきたいと思っています。

○山村室長（共生社会推進室）

前段で御指摘いただきましたすそ野を広げながらという意味合いは、前の懇話会の中でいろいろと御議論いただいたことを踏まえてのところでございます。特に社会からの孤立問題のことを前回お話ししましたときに、そういう文脈の中で玉置先生と岩渕先生の方からいろいろ御指摘いただいた部分がございます。

正直、人権課題として捉えるなら、難しいところもあるかなということでございまして、今回は、今まだ弱いかもしれないのですが、本冊の3ページのところでございますけれども、今の人権文化推進計画の基本的な考え方につきましては、かなり先取りして丁寧に書かれているというふうに、改めて思ったところでございます。

その中で、3ページの基本方針の、「市民との協働による人権問題の土壌づくり」の特に2段目のところについては、課題になってきておりますひきこもりの問題であります。既に先取りして書かれていたという状況でございますので、それで今、新たに京都市で作っております地域福祉指針の考え方とも共有する部分でもございます。もうちょっと書き込めばいいのかもしれないんですけども、地域共生社会の考え方と、ここでいう人権文化の土壌づくりというのは非常に近い関係性があるかなというふうに思っております。

まずは、このところに書かせていただきながら、市民・企業・団体等とか、あるいは地域の姿というのはここに書かれておりますので、今おっしゃいまし

たすそ野という部分でも、まずはこの中で読み込んでいけるのかなと思った次第でございます。

○薬師寺座長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○安保委員

本冊30ページのSNSを使った人権侵害について、子どもたちとか若者の中では本当に簡単にできてしまうので、大きな問題だなと思ってんですけど、このところの、「携帯・スマートフォン・インターネット」のところで、「京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書き込みの法務省への削除要請」というのは、これは法務省に対して人権侵害事案として削除の依頼をして、法務省がそういう勧告を出してもらうということを書いてあるんでしょうか。概要版でも書いていただいているんですが、なかなかわかりにくいのと、なかなかそこまでするというのはすごく大問題の時かな、社会問題のときにする場合があるんですが、あんまり市民には身近じゃないなというところがあります。SNSの人権侵害はプライベートなことがすごく多いので、相談窓口に来ていただいて、プロバイダーに対して人権侵害であるとか、そういう刑法上の犯罪に触れるとかいう警告を出して削除してもらうというのがいちばん通常の方法かなというふうにも思います。書かれているのが少し、市民には遠い感じ、あんまりここまでするのはなかなかかなというふうに思うんです。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○原部長（共生社会推進室）

インターネット上の人権侵害につきましては、実は平成25年度から京都府が府下の市町村とで構成されます「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」というのを立ち上げまして、そちらの方に京都市も参画しているところでございます。この研究会の取組の一つが、京都府がやっているんですけども、府立大学に委託して、インターネットのモニタリングをしています。そこで人権侵害とか差別助長の行為の実態調査をしております、実際にこれはちょっと人権侵害ではないかという疑いのあるものについて、その地域等が書かれているものについて検索をかけてモニタリングしてますので、その地域が例えば京都市内の場所でありましたら、こちらの方に照会が来ます。京都府から

来た照会について確認して、これは人権侵害だなどと判断したときに、京都府と一緒に、協働して法務局の方に削除要請をしているというのが、ここに記載してあるものでございまして、委員がおっしゃったような手続が本来の手続だと思います。こちらで削除要請してもなかなか、じゃあ本当に削除されるかどうかというのは、ガイドライン等もあるようでございますので、そちらの取扱いにのっとってプロバイダの方が判断して、実際に削除するかどうかということになってきますので、やはり侵害を受けた御本人からの申出が一番効力を発すると思っていますところでございます。

○玉置委員

今の法務局への削除要請の件ですけれども、概要版のところに同じようなこのフレーズが書いてあります。個人の方が実際にこれを目にされて、そうすればいいのかと、ここに言えばいいのか、京都市に言えばいいのかみたいなことで、もし混乱をされるという心配があるのであれば、ここのところは今、おっしゃったように、モニタリング事業というところを追記されるなり、かつこ書きするなり、何なりして、いわゆる個人の問題は個人として法務局に相談する。そして、そのうえで実際のそのプロバイダへのアクセスの仕方とかをお伝えするわけですから、この分はちょっと位置付けが違うんですということが分かるように明記されてはいかがでしょうか。

○薬師寺座長

どうぞ。

○原部長（共生社会推進室）

記載方法について検討させていただきます。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○竹田委員

概要版の後ろに入っている図についてですけれども、少し意見を述べさせていただきます。

今、子どもというのが、人権文化推進計画のいちばん上のところの丸の中に子どもというところがありまして、子どもの下にいじめというのが書かれているんですけれども、昨今の社会情勢を見ますと、いじめというのは、子どもだけなのかというふうに思っております。「子どもを共に育む社会づくり」の中に、い

じめというものが題目として挙げられているわけですがけれども、これはこれで大事なことで、市民がぱっとこれを見たときに、子どもの問題としてだけ捉えてしまうと、少し現代の社会の問題と、ちょっとかい離をするのではないかなと少し思いました。これが今回の表記をどうするかというところもそうですが、今後の課題として今、少し感じているところがございますので、この点をコメントとしてあげさせていただきます。

○薬師寺座長

この点で何か。はい、どうぞ。

○藤木委員

この図につきましては、私も細かいとこで言わなかったんですけど、この犯罪被害者等の下に、マスコミ等によるプライバシー侵害とあります。これは相当アバウトな表現で、何もプライバシー侵害をメディアはやってるわけではございませんので、ちょっと見直してもらった方がいいかなという感想でした。

○薬師寺座長

何か今の点でお答えするようなご意見ありますか。

はい、どうぞ。

○山村室長（共生社会推進室）

竹田委員の御指摘の、確かに今、別に子どもだけではなくて、いじめは今、色々あるということで、ある意味、ここで固定化してるような見え方があるということでございますけれども。わかりやすく見てもらうために、こんな課題がありますよということを出すときに、全部に、いじめと書くわけにもいきませんが、おっしゃる趣旨はよくわかりますし、先ほどから出てる課題もございますので、全般的に見えるかたちというのは、今後検討していきたいと思っております。

それから、藤木先生の御指摘につきましてやっぱり、このマスコミの方にも、そういうところの御配慮がいるなというお声があることで書かせてもらっているんですが、少し、検討させていただきます。

○藤木委員

メディア側から言いますと、「メディアスクラム」とか、そういう表現をしてもらった方が。

○竹田委員

いじめに関しても、今後、少し枠組みの土台がちょっと変わっていくのかなという気がいたしまして、今、中間ですけども、次回の策定の際にそういった点も踏まえて新しい策定に向けて議論を進めていただきたいと思いますので。

○薬師寺座長

それでは、予定されていた時間より、かなり経っておりますので、他に、特にどうしてもという質問がないようでしたら、続いて議題2の「専門意見聴取会の設置について」の後説明を先にいただいて、それが終わって、なお時間があれば、もう一度戻るということにさせていただいていいでしょうか。

それでは、よろしくお願いします。

(2) 専門意見聴取会の設置について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料5に基づき説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。どうぞ、ご自由に。

この懇話会と専門の先生方をつなぐというのが私の重要な役割ですので、ここで出た意見とか、そういうものをまた専門の先生方に出して、またそちらから得た意見をこちらの方にお伝えするというのをやっていきたいと思っています。

どうでしょうか。特に今日の段階で御意見なければ、そういう意見聴取会で出た意見等をこちらの方に持ち帰って、御報告をさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

それでは、せっかくの機会ですので、全体を通じての御質問、特に1の方で、まだどうしても言い足りない点ということがあれば、まだ時間が少しありますので、ぜひいただければと思いますが、御発言等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○玉置委員

今日のこの推進計画の議論ですけれども、ほんとうに幅が広がってまいりました。これについては、御検討いただいた皆さんの御苦勞に思いが至るんですけれども、これを絵に描いた餅にしないということが、この懇話会のおそらく皆さんの思いではないかなというふうに思います。少しでも実効性を高めていくというようなことになってくると思いますので、そのためには、私たちは、毎年

1回の事業計画であるとか、それから事業報告であるとか、ほんとうに微に入り細に入り記載されたものを頂戴してはおります。ただ、これはあくまでも単年度の計画で、500近い事業名をずっと書いてあるわけですが、それにとどまらない、いわゆる単年度、あるいは継続、あるいは新規にやりました、これを開催しましたということではなくて、計画を立てるときに、少なくともこの長期見直しは、5年に1回ですので、もう少し長期の分ですね、中期と言いますか。その辺りを、それぞれの所管課の方がお持ちなのかどうか。具体的に、これを何年でやっていこうとか、新たに、こういう事業をこういう方向でやろうとしてるんだけど、その取り組みをあと3年後にはこうなっているようにしよう。その3年後にはこうなってるようにしようというようなことを、この推進計画のもう一つワンランク下の行動計画的なものとして、お持ちなのかどうか。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○山村室長（共生社会推進室）

人権文化推進計画は立ててますけれども、基本的には、各施策については、各所管の中で分野別の計画というのを持っておりますので、その中で詳細な目的を設けましてというのが基本でございます。

玉置先生がおっしゃいますように、我々の方も、それを総括的にまとめていますが、課題認識としては、毎回ここに報告されている報告も、わかりにくいところもあるかと思しますので、もうちょっと見えやすく、どういうようなところが課題であるとか、工夫する必要はあると思っておりますので、その点も気をつけてまいりたいと思います。

○玉置委員

よろしくお願いします。

○薬師寺座長

そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○岩渕委員

これ、ずっと見せていただいておりますが、送っていただいている分を見せていただいたんですけど、実にきめ細かく、社会にある、地域にある、京都市にある人権にかかわる問題を一つ一つきめ細かく拾い上げて、どうしたらいいのかとか、自治体としてどうすべきかというようなことをきちんと上げられているな

あとということを感じて見せていただいております。

その中で私は、いつも同じことを申し上げておるんですけれども、自治体だけが頑張るんじゃなしに、やっぱり家庭とか、さらには地域の方が責任を持って頑張るような、そういう社会体制にしていけないといけないというふうに思っております。何かあったら自治体の責任だとかいうようなことではなくて、社会の中で、自分たちの責任なんだというようなことが意識するようにしていくことが必要だというふうに思います。

それで、折に触れて、この文章の中に、「家庭」の後ろに付けられるものなら、少しでも関係あれば、「地域」という言葉を付けることによって、読まれた方が、家庭だけじゃなしに地域にその責任があるんだと。自分たちが住まいをしている、そこにいる一人一人が、責任をもって、より良い暮らしができるように努力すべきなんだというようなことが意識できるようにしていって、より一層いいのかなと思います。どこでというふうなことが、一つ一つは申しにくいんですけれども、地域という言葉も入れていくことが必要なのかなと思います。

それから、「京都はぐくみ憲章」というのは、子どもを対象にしているようで、子どもたちの将来はどうあるべきかというのは、大人がしっかりしないといけないと書いてあるんです。だから、大人の意識をどうかしないと、子どもはちゃんと育ちませんよ。これからの社会を支える子どもは、うまく育ちませんよと書いてあります。家庭の生活習慣とか、家族の絆、それと人と人々が支えあう地域のつながりを広めますとか、そういうようなことが書いてあるんですよ。したがって、これは子どもの項目だけではなくて、幅広く人々が生活するうえで、子どものことを意識しながら、子どもに恥ずかしくない大人であるというようなことを書かれた京都はぐくみ憲章は、すばらしいものだと思いますので、そのところをもう少し意識ができたらいいいのかなあというふうに思うんですけど。具体的にどうするのかという答えを持ち合わせずに、無責任なお話をさせていただいているように思うんですけど、そういうことが大事かなあと思います。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。それではだいたい。まだ、どうしてもという方は。

では、竹田委員を最後に。

○竹田委員

今、岩渕先生のお話を伺っております。少し思ったんですけれども、これ、人権文化推進計画の中に、例えばこのはぐくみ憲章であるとか、京都市がこれまで策定してきた重要な人権の文化の事案に係る取組が織り込まれているわけです。

けれども、京都市として、これまでこういったものを策定してきました、その中に、この計画があります、ということが、市民の方にもう少しわかりやすくなったらいいうことを具体的にどうすればいいのかというのをちょっと考えたんですけれども、例えばこのはぐくみ憲章の方は11ページに書いてありますけれども、これは、例えば岩渕委員がおっしゃるとおり、子どもだけがここに入るわけでないというところを踏まえてですけれども、こういった憲章ではなくて、例えば人権相談マップを策定したとか、そういったことをどこか、最後のページなのか、最初のページなのかわからないですけれども、一覧というか、今、京都市はこういうものを持っています、その中で、こういう計画を今進めていて、今後こうしていきたいといったような方向性にすると、非常に市民、これを読んだ人にとっても、市が社会に発信していくという側面においても、非常に有益なのかなというふうに思った次第なんですけれども、いかがでしょうか。

○薬師寺座長

はい、どうぞ。

○岡田課長（共生社会推進室）

今、岩渕先生、竹田先生の方から御指摘をいただきましたように、はぐくみ憲章であるとか、それぞれの計画等で打ち出している部分もありますので、この人権文化推進計画の改訂版をまとめるに当たりましては、今、本冊の方をご覧くださいますと、計画のいちばん最後のところに、41ページになりますけれども、本冊の41ページ以降に、資料編といたしまして、この人権文化推進計画の策定経過とか、様々な分野でいろいろ参照させていただいた報告等の資料編というのもまとめてございますので、そういったところの活用も含めて、この改訂版を作るに当たりまして、工夫してまいりたいというふうに考えております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

きょうは大変長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。

時間がまいりましたので、本日の会議は、これで終了させていただきたいと思います。

なお、) 改訂に関する今後の予定ということで、11月に京都市会の文化環境委員会で計画改訂にかかるパブリックコメントの実施についてということで報告があります。それを踏まえて11月18日から12月17日、いわゆるパブリックコメントの実施を行う。ここに出てきた意見を踏まえて、いよいよこの計画を完成させていく。こういう予定になっています。

委員の皆様にはまた何かの形で、どういう状況になっているかということをお知らせいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局にマイクをお返しします。どうもありがとうございました。

○山村室長

薬師寺座長、議事進行ありがとうございました。

本日も委員の皆様から多くの貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

関係局等とも共有させていただき、来月実施予定のパブリックコメントも踏まえながら、計画最終案に向けて、座長に御相談させていただきながら、進めてまいりたいと考えております。また、個別に委員の皆様方に御意見等いただく際は、よろしくお願いいたします。

本懇話会の委員の任期は2年間となっております、委員の皆様の任期につきましては、本年12月末でいったん満了となります。このため、本日が現任期中での最後の懇話会になるかと思えます。

改めまして、薬師寺座長をはじめ委員の皆様には、熱心に御議論いただき、大変多くの貴重な御意見を賜りましたことにつきまして重ねて厚く感謝を申し上げます。

計画最終案に向けまして、これまでの積み重ねもございますので、継続して就任いただく委員の皆様はもちろん、現任期の委員の皆様方にも、色々と御相談、御意見を賜ることもあると存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。お忙しい中、長時間、誠にありがとうございました。

(終了)